

(別記)

令和6年度島原市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本市は長崎県の南部にある島原半島の北東部に位置し、中央部の眉山を中心として東側の有明海へ延びる傾斜地となっている。

市の北部には、湧水等による数本の河川があり、これらが流れる小さな谷間から海に注ぐ流域に水田が拓けている。

全耕地面積に占める水田の割合は20.5%と全国平均(54.5%)よりも低く、安山岩・洪積岩・沖積層に分布される肥沃土壌では畑作地帯を形成し多種多様な農産物が生産されている。

本市の販売を目的とした水稲の作付面積は、1経営体あたり36.9aと全国(180.1a)九州(129.8a)長崎県(94.7a)と比較しても生産並びに経営基盤ともに低い状況である。(農林業センサス2020販売目的の稲・麦・雑穀の作物別作付経営体数と作付面積より)

また水田については、農業振興地域外に多く分布しており基盤整備が進まず、1枚当たりの圃場面積が狭い圃場が多い。

農家の高齢化や後継者不足により条件不利地の水田では不作付地が拡大する恐れがあり、基盤整備や農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積を推進し、不作付地の解消・水田裏作の有効活用を進める必要がある。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

本市では肥沃な土壌と温暖な気候から各農家が労働条件や圃場条件に応じた作物を栽培しており、多種多様な品目が生産されている。

交付対象水田で水稲が作付されている割合は46%程度だが二毛作をしている割合はその30%ほどであり、さらなる水田裏作の有効活用のため、水稲は高温耐性品種を作付推奨し、収穫時期の労力分散を図り、水稲と園芸品目との複合経営を推進する。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

水稲と高収益作物をはじめとする畑作物の二毛作が定着している水田は現在の利用方法を維持し、複合経営を進める。一方で、畑作物が定着した水田は生産者や地権者の意向を確認し、団地化をすすめる畑地化していく。

水田の利用状況については、毎年提出される営農計画書の作付品目を確認し、交付金の申請のある水田については現地確認により確認している。

団地として認められる水田については、畑地化を進めるため地権者への説明を行う。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

条件不利地の圃場が多く、生産コストが高く、収益が低い。
土づくりや高温耐性品種の作付を奨励し、品種特性をとらえた技術の普及を図る。

(2) 非主食用米

WCS 用稲

畜産農家からの要望が有り、微増しているが、収穫時期の天候に左右されるため大幅な拡大は見込めない。

(3) 飼料作物

飼料作物については、畜産農家の自家利用作付に加え、供給協定での面積が拡大しており不作付水田解消のため、今後も拡大の必要がある。基幹作に加え二毛作での作付面積拡大を図る。

畑地として定着している水田は、畑地化を進めるため団地化要件・地権者との話し合いを進める。

(4) 高収益作物

本市においては、園芸産地であり水田を活用した二毛作や転作が盛んであるが、今後も水田の有効活用のため、産地交付金を活用し、水田転作および水稻裏作での面積拡大を図る。

5 作物ごとの作付予定面積等

~

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

| 作物等 | 前年度作付面積等 | | 当年度の作付予定面積等 | | 令和8年度の作付目標面積等 | |
|------------|----------|-----------|-------------|-----------|---------------|-----------|
| | | うち 二毛作 | | うち 二毛作 | | うち 二毛作 |
| 主食用米 | 165.8 | | 165.8 | | 150.0 | |
| 備蓄米 | | | | | | |
| 飼料用米 | | | | | | |
| 米粉用米 | | | | | | |
| 新市場開拓用米 | | | | | | |
| WCS用稲 | 0.7 | | 0.7 | | 1.0 | |
| 加工用米 | | | | | | |
| 麦 | | | | | | |
| 大豆 | | | | | | |
| 飼料作物 | 35.4 | 20.0 | 13.2 | 2.7 | 6.0 | 6.0 |
| ・子実用とうもろこし | | | | | | |
| そば | | | | | | |
| なたね | | | | | | |
| 地力増進作物 | | | | | | |
| 高収益作物 | 43.9 | | 28.8 | | 20.0 | |
| ・野菜 | | | | | | |
| ・花き・花木 | | | | | | |
| ・果樹 | | | | | | |
| ・その他の高収益作物 | | | | | | |
| その他 | | | | | | |
| 畑地化 | 0 | | 21.0 | | 45.0 | |

6 課題解決に向けた取組及び目標

| 整理 番号 | 対象作物 | 使途名 | 目標 | R 5 年度 | R 8 年度 |
|----------|------|---------------------|-----------|---------|--------|
| | | | | 前年度（実績） | 目標値 |
| 1 | 野菜 | 高収益作物の作付支援 | 交付対象面積（a） | 2,593 | 2,000 |
| 2 | 野菜 | 高収益作物の作付支援 （二毛作） | 交付対象面積（a） | 2,424 | 2,600 |
| 2 | 飼料作物 | 戦略作物の二毛作支援 （二毛作） | 交付対象面積（a） | 540 | 480 |
| 3 | 野菜 | 転作作物の団地化支援 | 交付対象面積（a） | 1,472 | 1,200 |
| 4 | 飼料作物 | 転作作物の団地化支援 | 交付対象面積（a） | 500 | 450 |

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名：長崎県

協議会名：島原市農業再生協議会

| 整理番号 | 用途 ※1 | 作期等 ※2 | 単価 (円/10a) | 対象作物 ※3 | 取組要件等 ※4 |
|------|-----------------|-----------|---------------|------------|--|
| 1 | 高収益作物の作付支援 | 1 | 14,000 | 野菜 | 水稻の転作作物として作付けし、販売を行っていること（支援年限は令和9年度まで） |
| 2 | 高収益作物の作付支援(二毛作) | 2 | 5,000 | 野菜 | 水稻の後作として作付けし、販売を行っていること（支援年限は令和9年度まで） |
| 2 | 戦略作物の二毛作支援(二毛作) | 2 | 5,000 | 飼料作物 | 水稻の後作として作付けし、自家利用または協定利用していること（支援年限は令和9年度まで） |
| 3 | 転作作物の団地化支援 | 1 | 45,000 | 野菜 | 連坦した水田概ね30a以上に今後5年間野菜を作付し、販売を行うもの（支援年限は令和9年度まで） |
| 4 | 転作作物の団地化支援 | 1 | 10,000 | 飼料作物 | 連坦した水田概ね30a以上に今後5年間飼料作物を作付し自家利用または協定利用するもの（支援年限は令和9年度まで） |

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。
ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。